

京都の芸術家等の活動状況に関するアンケート（団体・事業所用）

本アンケート調査は、新型コロナウイルス感染症の拡大が終息を見せない中、京都市で活動する文化芸術活動に関わる人々や団体・事業所が置かれている状況、並びに活動を再開し持続するためのニーズを明らかにするために京都市が実施するものです（実施受託者：京都芸術センター（公益財団法人京都市芸術文化協会））。

本アンケートは、文化芸術の直接的な表現者だけでなく、それを支える人々（プロデューサー、キュレーター、テクニカル等）、施設（劇場、クラブ、福祉・教育関連等）など幅広い文化芸術の担い手を対象としています。みなさまからお寄せいただいた回答が、今後の施策の検討・実現へと繋がっていきます。ぜひご協力をお願いします。

これは、文化芸術活動に取り組む団体・事業所*へのアンケートです。1団体・事業所につき1回答とします。なお、団体や事業者の代表者は、この団体・事業所用に加えて、個人用のアンケートにもお答えください。

頂いた回答は団体・事業所が特定されないかたちで統計的に処理・分析されます。またその結果は、幅広い議論のきっかけとするため、京都市（<https://www.city.kyoto.lg.jp/>）や京都芸術センター（<https://www.kac.or.jp/>）のウェブサイトで公開します（6月末予定）。

回答期限：2020年5月17日

*団体・事業所とは、原則として次の要件を備えているものを言います。

①単一の経営主体や運営主体のもとで活動が行われていること。②従業者や構成員と設備を有して、文化芸術に関する事業が継続的に行われていること。自宅の一部で事業を営んでいるような場合は、自宅が事業所になります。団体の代表者を含む構成員（個人）や事業所の従業員は、個人用のアンケートにお答えください。

Q1. 貴団体・事業所の所在地、現在の場所での事業の開始時期、経営の形態を教えてください。

（✓はひとつずつ）

所在地（主たる事務所等）	<input type="checkbox"/> 京都市内 <input type="checkbox"/> 京都市外の京都府内（_____市・町） <input type="checkbox"/> 京都府外（_____都・道・府・県）
文化芸術の制作拠点（工房、スタジオ、道場、教室、主たる事務所等）の場所	<input type="checkbox"/> 京都市内 <input type="checkbox"/> 京都市以外の京都府内 <input type="checkbox"/> 京都府以外の関西圏 <input type="checkbox"/> 関西圏以外の国内 <input type="checkbox"/> 海外
主な文化芸術の発表・活動の場所	<input type="checkbox"/> 京都市内 <input type="checkbox"/> 京都市以外の京都府内 <input type="checkbox"/> 京都府以外の関西圏 <input type="checkbox"/> 関西圏以外の国内 <input type="checkbox"/> 海外
事業の開始時期	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 _____年
経営の形態	<input type="checkbox"/> 個人経営 <input type="checkbox"/> 株式会社・特例有限会社・相互会社 <input type="checkbox"/> 合名会社・合資会社 <input type="checkbox"/> 合同会社 <input type="checkbox"/> 公益財団・社団法人 <input type="checkbox"/> 一般財団・社団法人 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 宗教法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人・医療法人 <input type="checkbox"/> 法人でない団体（保存会、組合、協議会等の任意団体） <input type="checkbox"/> その他（_____）

Q2. 貴団体・事業所は、文化芸術事業を業務（仕事）として行っていますか。（✓はひとつだけ）

はい いいえ

Q3. 団体・事業所の従業者数等について教えてください。(数字を記入)

①個人業主（個人事業主として事業所を経営している等）		人
②個人業主の家族等で無給の人（家族で賃金や給与を受けずに常時従事している人、家族でも賃金・給与を受けている人は「常用雇用者」としてください）		人
③有給役員（無給役員は従業者に該当しません）		人
常用雇用者	④正社員・正職員としている人（一般的に、雇用契約期間に定めがなく所定労働時間で働いている人）	人
	⑤上記④以外の人（契約社員、嘱託、非常勤、パート、アルバイトなど非正規の常用雇用者）	人
⑥臨時雇用者（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日雇いで雇用している人）		人
⑦ボランティアや無給のスタッフ等		人
合計		人

Q4. 貴団体・事業所が取り組む文化芸術事業の表現分野について教えてください。

SQ4-1. 下記の表から、あてはまる表現分野の番号を3つ以内でお選びください。

() () ()

SQ4-2. Q4-1 で選んだ3つのうち、メインとなる表現分野の番号を1つだけお選びください。

()

文学	1. 小説 2. 戯曲 3. 随筆・詩・俳句・短歌・連句 4. 評論・批評 5. その他文学
音楽	6. クラシック音楽（オペラ、オーケストラ、室内楽、合唱、吹奏楽等） 7. ポピュラー音楽（ジャズ、ポップス、ロック、歌謡曲等） 8. 邦楽（琴、三味線、尺八、笛・声明等） 9. エレクトロニカ・電子音楽 10. 民族音楽 11. その他の音楽
美術	12. 造形（絵画、版画、彫刻） 13. 工芸（陶芸、書、染織、クラフト） 14. 写真・映像 15. パフォーマンス（舞踊、演劇以外の身体芸術） 16. 複合芸術・アートプロジェクト 17. その他の美術
演劇・舞踊	18. 演劇（現代演劇、人形劇、ミュージカル） 19. 舞踊（バレエ、モダンダンス、コンテンポラリーダンス） 20. ストリートダンス、ジャズダンス、民族舞踊（フラダンス、サルサダンス、フラメンコ等）、社交ダンス 21. その他の舞台芸術
映画・漫画・メディア芸術	22. 映画（アニメを除く） 23. アニメーション 24. 漫画 25. コンピュータや映像を活用したアート（メディアアート） 26. その他のメディア芸術

伝統芸能・ その他芸能	27. 雅楽 28. 能楽 29. 文楽 30. 歌舞伎 31. 組踊 32. 日本舞踊 33. 講談 34. 落語 35. 浪曲 36. 漫才・漫談 37. その他の芸能
生活文化・ 国民娯楽	38. 茶道 39. 華道 40. フラワーアレンジメント 41. 書道 42. 香道 43. 食文化 44. 国民娯楽（囲碁・将棋等） 45. その他の生活文化
デザイン・建築・ ファッション	46. グラフィックデザイン・ウェブデザイン 47. 建築設計・インテリアデザイン 48. プロダクトデザイン 49. ファッション・服飾 50. その他のデザイン

Q5. 貴団体・事業所が取り組む文化芸術事業の業務内容・形態について教えてください。

SQ5-1. 下記の表から、あてはまる業務内容・形態の番号を3つ以内でお選びください。

() () ()

SQ5-2. Q5-1 で選んだ3つのうち、事業収入が最も多い業務内容・形態の番号を1つだけお選びください。

()

創作発表・販売	1. 音楽や舞台芸術、映画、アニメ等の作品創作（作曲、脚本、演出、ドラマターグ、振付） 2. 音楽や舞台芸術、映画、アニメ等の出演 3. 美術やメディア芸術等の作品創作・発表 4. その他の創作・発表・販売・演出
企画制作	5. プロデュース、ディレクション 6. キュレーション、ギャラリー企画 7. マネジメント、広報・プロモーション 8. コーディネーション、中間支援 9. その他の企画制作
技術提供	10. 照明技術 11. 音響技術 12. 舞台技術・舞台管理 13. 道具・衣装製作 14. 展示設営 15. 撮影・編集・プログラミング 16. デザイン 17. 通訳・翻訳 18. その他の技術提供
施設運営	19. ホール・劇場 20. 美術館・博物館 21. 映画館 22. ギャラリー・古物商 23. ライブハウス・クラブ 24. スタジオ・アトリエ・教室 25. その他の施設運営
教育研究	26. 教室等での指導 27. 専修学校・養成所での指導 28. 大学・高等学校 29. 批評・研究 30. その他の教育研究

Q6. 貴団体・事業所では文化芸術事業とは別に業務（仕事）を行っていますか。（✓はひとつだけ）

文化芸術事業とは別に業務をしている。（→SQ6-1、6-2）

文化芸術事業のみを業務としている。（→Q7）

SQ6-1. Q6 で「文化芸術事業とは別に業務を行っている」と回答した団体・事業所に伺います。あてはまる業務（仕事）の内容をお選びください。（✓はいくつでも）

- 飲食サービス 商品販売 編集・出版 印刷・製本 広告・広告制作
イベント制作 人材派遣 不動産管理 社会福祉サービス 医療サービス
教育・学習支援 宗教 その他（ ）

**SQ6-2. Q6で「文化芸術事業とは別に業務を行っている」と回答した方に伺います。
文化芸術事業とは別の業務は、新型コロナウイルスによる影響を受けていますか。**

はい いいえ

(✓はひとつだけ)

Q7. 貴団体・事業所が関わる公演、展示、イベント等の文化芸術活動のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期または中止されたものはありますか。(✓はひとつだけ)

はい (→SQ7-1、7-2、7-3) いいえ (→Q8)

SQ7-1. Q7で「はい」と回答した方に伺います。延期または中止によって、貴団体・事業所が受け取る予定だった入場料、委託料、賃借・使用料、作品・配給等売上、テクニカル費、講演料、指導料、コーディネート料等各種収入のうち、受け取れなかった収入の損失は、各月いくらですか。個人事業主の場合は、源泉徴収税額を含んだ見込額を記載してください。受け取る予定がなかった場合や無報酬の場合は0円と記載してください。(作品売上や入場料等不確定な収入は、過去の実績から積算、おおよその金額を数字で記入)

2月分おおよそ () 円 6月分おおよそ () 円
3月分おおよそ () 円 7月分おおよそ () 円
4月分おおよそ () 円 8月分おおよそ () 円
5月分おおよそ () 円

SQ7-2. Q7で「はい」と回答した方に伺います。延期または中止によって、貴団体・事業所が受け取る予定だった企画制作費、作品製作費、入場料、委託料、賃借・使用料、出品・販売・配給等売上、テクニカル費、講演料、指導料、コーディネート料等各種収入は、どこから受け取る予定でしたか。(✓はいくつでも)

- 公演や展覧会、イベント等の来場者、入場者、参加者、コレクター等の個人一般
- 公演や展覧会、イベント等の公的な主催者
(国・地方公共団体、行政外郭団体、美術館、劇場・ホール、行政出資による上演団体等)
- 公演や展覧会、イベント等の民間の主催者
(事業者、美術館、劇場・ホール、ライブハウス、民間文化財団、上演・実演団体等)
- 主催者以外の広告代理店、プロモーター、イベント制作会社、マネジメントオフィス等
- カルチャーセンター、スタジオ、会主等
- 弟子、生徒等(月謝、授業料等)
- 大学、専門学校、小中高等学校等
- その他(具体的に:)

Q7-3. Q7で「はい」と回答した方に伺います。延期または中止により収入が減少したことによって、支払いに影響のあるものは、どのような経費ですか。(✓はいくつでも)

- 文化芸術に関する制作費・事業費・委託費 文化芸術以外の事業費 事業主や役員の報酬
- 常用雇用者の賃金 臨時雇用者の賃金 事業所、施設等の管理費や維持費
- 設備・備品・道具の購入費 影響を受ける支出はない
- その他(具体的に:)

Q8. 公演、展示、イベント等文化芸術活動の延期または中止がどの時期まで続くと、団体・事業所としての経営が困難となりますか。(✓はひとつだけ)

- 2020年2月ですでに困難だった 2020年3月ですでに困難だった
2020年4月ですでに困難だった 2020年5月まで 2020年6月まで
2020年7月まで 2020年8月以降 なんともいえない 特に影響はない

Q9. 新型コロナウイルスの影響により、現在困っていることは何ですか。(✓はいくつでも)

- 公演や展覧会、イベント等の延期や中止による損失
公演や展覧会、イベント等の延期や中止に伴う払い戻しや変更手続き
経営の見通しが立てられない(事業収入の減少)
従業員への賃金や取引先への経費、出演者や講師への報酬等が支払えない
拠点(事務所、工房やスタジオ、教室、施設等)の維持ができない
特別融資や緊急貸付を受けても返済できる目処が立たない
休業補償や給付金など団体・事業所に該当する支援策がわからない
従業員や構成員のメンタルヘルスに関する不安
文化芸術活動への意欲が湧かない(モチベーションの低下)
創作活動に関して相談できるところがない 経営に関して相談できるところがない
その他()
特にない

Q10. 新型コロナウイルスに関する支援策や制度のうち、活用している、または活用を検討している支援策や制度をお選びください。(✓はいくつでも)

- 特に検討していない どうしていいかわからない 蓄財(貯金)や基本財産の取り崩し
持続化給付金 金融機関による融資・借入(資金繰り支援)
衛生環境激変対策特別貸付(感染症発生による業績悪化に対する支援)
社会福祉協議会による緊急資金 ものづくり・商業・サービス補助金
小規模事業者 持続化補助金 IT導入補助金 雇用調整助成金 小学校休業等対応助成金
納税猶予・納付期限の延長、固定資産税の軽減等 国民健康保険料、厚生年金保険料等の猶予
電気・ガス・水道料金の支払猶予 クラウドファンディング
その他()

※市民・事業者の皆様への支援制度については、京都市情報館(公式ホームページ)をご覧ください。
⇒ <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000268990.html>

Q11. 京都市では、新型コロナウイルスの影響に伴う京都市文化芸術活動緊急奨励金*の創設を4月24日に発表しました(https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_bunka/) 募集期間: 令和2年5月7日(木)から5月17日(日)まで。この奨励金についてお聞きします。本アンケート調査に回答する前から、京都市文化芸術活動緊急奨励金についてご存じでしたか。(✓はひとつだけ)

- はい いいえ

※京都市文化芸術活動緊急奨励金の奨励対象者は以下の通りです。

以下の各号の全てに当てはまる個人又はグループ。なお、法人格を有するものを除く。

ア 住所地又は活動拠点が京都市内であること。

イ 京都市域における文化芸術の振興や発信に関する活動実績があること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、展覧会、公演等をはじめとする活動機会が失われており、収入の減少が見込まれること。

※同一人が複数の申請を行い、又は別に申請を行う団体の一員となることはできません。

※グループの場合、構成メンバー全員が上記の各号に該当すること。

Q12. 文化芸術活動の支援のうち、どのような支援が必要ですか。(✓は3つまで)

- 支援策に関する相談・情報提供（融資、支援サービスの手続きに関する相談等）
- 公演、展示、イベント等の延期または中止による損失補填の支援
- 文化芸術活動に関する情報発信、周知・啓発、提言
- 文化芸術活動を実施する上での新型コロナウイルスに関する専門的な相談
- 文化芸術活動を活かした機会・場づくり 文化芸術活動と他の社会的分野・領域とのネットワーク支援
- 文化芸術活動を行うために必要となる衛生物資や備品等の支援
- 文化芸術活動のオンライン展開のための支援 文化芸術活動の再開・新規展開に向けた事業資金支援
- 文化芸術活動の再開・新規展開に向けた設備資金支援
- その他（具体的に： _____)

Q13. 現状に関するご意見、支援策についてのご提案、すで実践している取り組み、その他メッセージ等ご自由にお書きください。

現状について
支援策について
すで実践している取り組み
その他

ご回答ありがとうございました。

調査対象：京都市を拠点、または市内で活動をする文化芸術活動に関わる団体・事業所
 実施主体：京都市（実施受託：京都芸術センター〈公益財団法人京都市芸術文化協会〉）

WEB フォーム	https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_bunka/ 団体・事業所の代表者は、上記ページより「個人用」のアンケートにもご協力ください。 右記 QR コードからアクセスいただけます。
郵送先	〒550-0013 大阪府大阪市西区新町 1-16-1 大陽日酸新町ビル 6F 株式会社 KNT ビジネスクリエイト 西日本営業部 京都市文化芸術活動緊急奨励金受付事務局



WEB フォーム

※収集した個人情報は調査結果の分析以外には使用いたしません。調査結果は、京都市ほか行政機関へ情報提供し、今後の支援方法の検討に使用いたします。また、個人が特定されないかたちで京都市及び京都芸術センターのウェブサイトの結果を掲載いたします。

本調査に関するお問い合わせ **京都芸術センター（公益財団法人京都市芸術文化協会）**
 TEL: 075-213-1000 E-mail : kyoto_art_support@kac.or.jp
 ※お問い合わせは原則 E-mail で受け付けます（閉館中のため、お電話の場合はお時間をいただくことがございます）